2026年7月1日以降適用

『レスキュードラレコ』専用端末の貸与およびサービスご利用規約

「用語の説明」

この『レスキュードラレコ』専用端末の貸与およびサービスご利用規約において、使用される用語の説明は、次のとおりとします。

（５０音順）

	用語	説明
あ	安否確認デスク	本サービス専用に設置されたコールセンターをいいます。
き	機密情報	サービス利用者に開示されるサービス上および技術上の情報、ノウハウ、データ等をいいます。ただし、次のいずれかに該当する情報は、機密情報には含みません。 ①　開示の時点で既に公知または公用となっている情報 ②　開示の時点で既にサービス利用者が保有している情報 ③　正当な権限を有する第三者から、機密保持義務を負うことなくサービス利用者が入手した情報 ④　サービス利用者が独自に開発した情報 ⑤　監督官庁または法令により開示を要求された情報
こ	ご契約のお車	保険契約により保険の対象となる自動車であって、保険契約者の指定に基づき保険証券の「ご契約のお車」欄に登録番号、車両番号、車台番号等が記載されている自動車をいいます。
さ	サービス利用者	ドライブレコーダー型テレマティクス端末または専用サイトを利用する者をいいます。
	サービス利用情報	サービス利用者の個人情報（ユーザー名、氏名、メールアドレス、電話番号等）、法人情報（利用法人の名称、所在地、代表者名、電話番号等）、およびドライブレコーダー型テレマティクス端末の利用を通じて取得される情報（位置情報、加速度データ、ジャイロデータ、走行時間、記録された映像等）をいいます。
し	指定連絡者	サービス利用者が専用サイトによって登録した、本サービスに関わる情報の連絡を受ける者をいいます。
せ	専用サイト	本規約に従い当社が提供する一部のサービスの利用に必要となる専用のインターネットサイトをいいます。
ち	知的財産権	特許権、実用新案権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利または法律上保護される利益に係る権利をいいます。
て	提携先企業等	当社の子会社、関連会社、当社と損害保険代理店委託契約を締結している代理店、当社の外部委託先および当社が本規約に定めるサービスの提供において提携している企業をいいます。
と	ドライブレコーダー型テレマティクス端末	当社が保険契約者に貸与するテレマティクス端末で、映像記録機能を持つものをいい、付属品を含むものとします。

ほ	本サービス	「ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約」がセットされた当社の自動車保険契約に対して当社が日本国内で提供するサービスをいいます。

第１条（規約の目的等）

（１）本規約は、本サービスに関する事項および保険契約者に貸与するドライブレコーダー型テレマティクス端末に関する事項を定めたものであり、サービス利用者と当社の間の契約内容を示すものです。

（２）サービス利用者は、本規約に同意のうえ、本サービスの提供を受けることができます。

（３）本サービスは、当社が本規約に従い提供します。

第２条（本サービスの提供対象契約）

本サービスの提供対象契約は、本規約に同意したうえで自動車保険契約に「ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約」をセットし、当社は、当該保険契約を締結した保険契約者に対し、ドライブレコーダー型テレマティクス端末を貸与する保険契約とします。

第３条（本サービスの提供対象自動車）

本サービスの提供対象自動車は、ご契約のお車であって、ドライブレコーダー型テレマティクス端末を取り付けることができる自動車とします。ただし、不正改造されている自動車は除きます。

第４条（本サービスの提供条件と内容）

（１）本サービスの利用にはドライブレコーダー型テレマティクス端末をご契約のお車に設置することおよび所定の手続きを行うことが必要となります。なお、専用サイトに登録できるサービス利用者の数には上限があります。

（２）本規約により当社が提供する本サービスの内容は次のとおりとします。

サービス	説明
①　衝撃検知時の自動発信に関するサービス	ア．ドライブレコーダー型テレマティクス端末があらかじめ設定された閾値（いきち）を超える大きさの衝撃を検知した際に位置情報や映像等の情報を当社へ自動的に発信します。 イ．位置情報や映像等の情報を当社が受信した後、衝撃の程度に応じて、安否確認デスクからサービス利用者等へ所定の方法で電話連絡等を行います。 ウ．所定の方法で指定連絡者へ事故発生の事実等の連絡を行います。ただし、事故発生時に指定連絡者が専用サイトに登録されている場合に限ります。

②　安全運転診断に関するサービス	ドライブレコーダー型テレマティクス端末の利用を通じて取得される位置情報、加速度データ、ジャイロデータ、走行時間、記録された映像等に基づく安全運転診断レポート等をサービス利用者および指定連絡者へ提供します。
③　事故防止支援に関するサービス	当社または提携先企業等が保有するデータおよび各種センサーを活用し危険挙動や危険地点を検知し、ドライブレコーダー型テレマティクス端末からサービス利用者へ警告音や音声によりアラート発信等を行います。また、一部の検知結果や位置情報を指定連絡者へ連絡します。
④　事故時の映像記録に関するサービス	ドライブレコーダー型テレマティクス端末があらかじめ設定された閾値（いきち）を超える大きさの衝撃を検知した際に映像を記録し、当社および提携先企業等に送信します。

（３）本サービスは、第３条（本サービスの提供対象自動車）に定める対象自動車が日本国内で使用される場合に限り利用することができます。

第５条（本サービスを利用できない場合）

（１）第４条（本サービスの提供条件と内容）の規定にかかわらず、当社はドライブレコーダー型テレマティクス端末および専用サイトの機能につきその性能を保証するものではなく、ご契約のお車の状況や事故の状況、天候、通信環境等により、その機能の全部または一部が発揮されない場合があります。また、ドライブレコーダー型テレマティクス端末の設置または専用サイトの設定が適切に実施されていない場合等には、その機能の全部または一部が発揮されない場合があります。

（２）本条（１）に定める場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、サービス利用者および指定連絡者は本サービスの全部または一部を利用できないことがあります。

①　本サービスを提供するために当社または提携先企業等が管理するシステムの保守、工事、障害修理等を実施する場合

②　本サービスを提供するために当社または提携先企業等が管理するシステムが火災、停電、損壊、故障、システムサーバの停止等により正常に動作しなくなった場合

③　安否確認デスクへの通報が一時に集中した場合またはサービス利用者の通話音声が著しく不良な状況等により安否確認デスクと正常な通話ができない場合

④　ドライブレコーダー型テレマティクス端末に、重大なセキュリティ上の危険が発見または予見された場合

⑤　ドライブレコーダー型テレマティクス端末が、インターネットに接続されている第三者に向けた不正アクセスの発信元となった場合または発信元となる可能性がある場合

⑥　システム更新中にドライブレコーダー型テレマティクス端末の電源を切る等、取扱説明書に示されている取扱いと異なる使用により適切なシステム更新が実施されず、

ドライブレコーダー型テレマティクス端末がその機能を発揮できなくなった場合

⑦　天災、戦争等に起因して当社が制御できない障害が発生した場合

⑧　本条（２）①から⑦までのほか、当社がドライブレコーダー型テレマティクス端末の機能を停止する必要があると判断した場合

第６条（保険契約者の義務）

（１）サービス利用者が保険契約者である場合、保険契約者は、ドライブレコーダー型テレマティクス端末の取扱いにおいて、次に定める事項を遵守するものとします。なお、サービス利用者が保険契約者以外の者である場合、保険契約者は、ドライブレコーダー型テレマティクス端末の取扱いにおいて、サービス利用者に対し、次に定める事項を遵守させるものとします。

①　ドライブレコーダー型テレマティクス端末を善良な管理者の注意義務をもって保管、管理および使用すること。

②　ドライブレコーダー型テレマティクス端末を受領した日以降速やかに、ご契約のお車にドライブレコーダー型テレマティクス端末を設置し初期動作確認を行うこと。

③　取扱説明書の注意事項、関連法令等を遵守し、適切な方法でドライブレコーダー型テレマティクス端末を自動車に設置し、使用すること。

④　ドライブレコーダー型テレマティクス端末を保険契約者またはサービス利用者以外の第三者が所有、使用または管理する自動車に設置する場合は、保険契約者またはサービス利用者の責任においてその第三者からドライブレコーダー型テレマティクス端末を設置することについて承諾を取得し、その他一切の手続きを行うこと。

⑤　ドライブレコーダー型テレマティクス端末の破損、故障等の事態が発生した場合は、ただちに当社の指定する連絡先に当社の指定する方法により申し出ること。

⑥　ドライブレコーダー型テレマティクス端末を紛失した場合は、ただちに当社の指定する連絡先に当社の指定する方法により申し出ること。

⑦　ドライブレコーダー型テレマティクス端末が盗難にあった場合は、ただちに警察へ届出を行い、当社の指定する連絡先に当社の指定する方法により申し出ること。

⑧　本条（１）⑤から⑦までの場合は、当社が行う確認、調査に応じること。

（２）保険契約者が本条（１）の義務に違反したことにより発生した損害について、当社および提携先企業等は一切その責めを負わないものとします。

第７条（サービス利用者の義務）

（１）サービス利用者は本サービスを利用するにあたり、次に定める事項を遵守するものとします。

①　本サービスで利用するＩＤおよびパスワードの使用および管理について責任を負うこと。

② サービス利用情報の保存、管理、バックアップ等について責任を負うこと。
③ 第４条（本サービスの提供条件と内容）（２）に定めるサービスにおいて指定連絡者に対し、指定連絡先として事前に登録する旨を通知し、了承を得ること。
④ 本サービスの利用に必要なソフトウェアまたはハードウェアについて本サービスに関する機密情報、個人情報等を保護し、不正アクセスを防止するために必要かつ適切な情報セキュリティ策を講じること。
⑤ 本サービスの利用に必要なソフトウェアまたはハードウェアについてコンピュータウイルス等の有害なソフトウェア類の感染防止に努め、ウイルス駆除ソフト等を自ら購入および活用すること。

（２）サービス利用者は、本サービスを利用するにあたり、次の行為を行ってはなりません。
① 本サービスの提供期間中であるかを問わず、本サービスを通じて知り得た機密情報、個人情報またはサービス利用情報を第三者に開示する行為
② 他のサービス利用者の個人情報を収集または蓄積する行為
③ 虚偽の人物を名乗り、本サービスを利用する行為
④ 本サービスの利用登録に必要となる情報、その他の個人情報について虚偽の登録をする行為
⑤ 本サービスの全部または一部を複製または複写する行為
⑥ 金銭その他の商業的利益を求める目的で本サービスを利用する行為
⑦ 詐欺的行為その他の犯罪行為
⑧ 詐欺的行為その他の犯罪行為に加担、またはこれに結びつく行為
⑨ 公序良俗に反する行為
⑩ 当社または第三者の知的財産権、肖像権、名誉、プライバシー権、その他の権利または利益を侵害する行為
⑪ 有害なコンピュータプログラム等をアップロード、送信または書き込む行為
⑫ 端末の分解もしくは改造、プログラムの改変、リバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルをする行為
⑬ 端末に組み込まれているＳＩＭカードを脱着する行為および脱着して他の目的に使用する行為
⑭ 本サービスの運営を妨げ、当社の信頼を損なう行為
⑮ 本サービスを利用する権利を第三者に譲渡、販売、移転または担保に供する行為
⑯ 再使用許諾、貸与その他方法の如何を問わず第三者に利用させる行為
⑰ 他のサービス利用者、ネットワークサービスまたはネットワーク機器を妨害または阻害する行為
⑱ 法令、裁判所の判決、決定もしくは命令または法令上拘束力のある行政措置に違反する行為
⑲ 本条（２）①から⑱までのほか、本サービスの利用目的に照らして当社が不適切と判

断する行為

（３）サービス利用者が本条（２）に定める禁止行為に違反したことにより、当社、提携先企業等または第三者に損害が発生した場合は、サービス利用者はこれを賠償するものとします。

（４）サービス利用者は本サービスを利用するにあたり、ご契約のお車に搭乗する者に第１２条（本規約の追加・変更等）、第１３条（個人情報の取扱い等）、第１４条（サービス利用情報の取扱い等）および第１６条（免責事項）に記載の事項について説明のうえ、同意を得るものとします。

第８条（サービス利用者の費用負担）

本サービスの利用にあたって発生するドライブレコーダー型テレマティクス端末の着脱に係る費用、サービス利用者がインターネット上のＷｅｂサービスを利用した場合におけるインターネット利用に係る費用等は、サービス利用者の負担となります。

第９条（本サービスの提供期間等）

（１）本サービスの提供期間は、対象自動車の自動車保険契約に「ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約」がセットされている期間とし、自動車保険契約もしくは自動車保険契約にセットされた「ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約」が解除もしくは削除された場合または自動車保険契約が解約、解除、無効、失効もしくは取消しとなった場合は本サービスの提供を行いません。

（２）第１０条（ドライブレコーダー型テレマティクス端末の交換・返却）に定める手続きに際し、本サービスを利用できない期間が発生する場合があります。

（３）保険契約者は、当社が指定する方法および場所にてドライブレコーダー型テレマティクス端末を受け取るものとします。

（４）天災、戦争、輸送中の事故もしくは輸送の遅延等当社の責めに帰さない事由によりドライブレコーダー型テレマティクス端末を引き渡すことができなかった場合または引き渡しが遅延した場合でも、当社はその責任を負わないものとします。

第１０条（ドライブレコーダー型テレマティクス端末の交換・返却）

（１）当社は、保険契約者から第６条（保険契約者の義務）（１）⑤に定める申し出を受けた場合は、ドライブレコーダー型テレマティクス端末の破損、故障等の発生状況等を確認した後、保険契約者に当社指定の方法によって返却用キットを送付し、代替となるドライブレコーダー型テレマティクス端末を保険契約者に当社指定の方法によって送付します。ただし、本条（３）のいずれかに該当する場合には、代替となるドライブレコーダー型テレマティクス端末を送付しないものとします。

（２）当社は、保険契約者から第６条（保険契約者の義務）（１）⑥または⑦に定める申し

出を受けた場合は、ドライブレコーダー型テレマティクス端末の紛失または盗難についての発生状況等を確認した後、代替となるドライブレコーダー型テレマティクス端末を保険契約者に当社指定の方法によって送付します。ただし、本条（３）のいずれかに該当する場合には、代替となるドライブレコーダー型テレマティクス端末を送付しないものとします。

（３）保険契約者は、次のいずれかに該当する場合は、当社より返却用キットを送付した日の翌日から起算して３０日以内に、ドライブレコーダー型テレマティクス端末の全部または一部を当社指定の方法によって当社に返却するものとします。

① 保険契約者またはサービス利用者が第６条（保険契約者の義務）または第７条（サービス利用者の義務）に定める義務の履行を怠った場合、または怠るおそれがあることが明らかである場合

② サービス利用者が、ドライブレコーダー型テレマティクス端末の利用に関し、当社もしくは第三者に損害を与える行為、または損害を与えるおそれがある行為をした場合

③ 保険契約者またはサービス利用者の故意または過失により、第三者にドライブレコーダー型テレマティクス端末を利用させた場合

（４）当社は、当社に返却されたドライブレコーダー型テレマティクス端末に装着等されたＳＤカードを破棄することができるものとします。

（５）保険契約者は、次のいずれかに該当する場合には、下表のとおりに違約金を当社に支払うものとします。

① サービス利用者の責めに帰すべき事由によりドライブレコーダー型テレマティクス端末の破損、故障等が発生した場合

② 第６条（保険契約者の義務）（１）⑥または⑦に定める場合であって、サービス利用者の責めに帰すべき事由によりドライブレコーダー型テレマティクス端末を当社に返却することが社会通念上不可能な場合

金額
２５，０００円

第１１条（ドライブレコーダー型テレマティクス端末が利用不能であることが判明した場合の対応）

（１）ドライブレコーダー型テレマティクス端末が、その端末自体の欠陥、初期不良等の当社の責めに帰すべき事由により利用不能であることが判明した場合、当社は、保険契約者からの申し出に基づき、その利用不能期間（注）に支払われた「ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約」の保険料相当額を保険契約者に返還します。

（２）本条（１）の定めにかかわらず、第５条（本サービスを利用できない場合）に定められた事由によりドライブレコーダー型テレマティクス端末を利用できなかった場合、保険料相当額を返還しません。

（注）利用不能期間とは、ドライブレコーダー型テレマティクス端末が利用不能であったと

当社が認めた月数をいいます。

第１２条（本規約の追加・変更等）

（１）当社は、当社が必要と判断する場合かつ以下のいずれかに該当する場合、本規約を変更することができます。

①　本規約の変更が、サービス利用者の一般の利益に適合する場合

②　本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである場合

（２）当社は本条（１）に定める本規約の変更にあたり、変更後の本規約の効力発生日の１か月前までに、本規約を変更する旨および変更後の本規約の内容とその効力発生日を専用サイトまたは当社Ｗｅｂサイト上に掲示、またはサービス利用者に電子メールで通知します。

（３）変更後の本規約の効力発生日以降にサービス利用者が本サービスを利用したときは、サービス利用者は、本規約の変更に同意したものとみなします。

第１３条（個人情報の取扱い等）

（１）当社は、本サービスを通じて取得する個人情報を、次の目的で使用します。

①　第４条（本サービスの提供条件と内容）（２）に規定する本サービスの内容の履行

②　本サービスに関する照会もしくは相談への対応

③　メールまたは郵送等での情報提供

④　本サービスの改良または新機能の追加

⑤　新規サービスもしくは新商品の開発または開発のための分析、研究

⑥　事故時の対応または事故防止活動

⑦　保険金を支払うために必要な調査

⑧　保険引受またはサービスの提供

⑨　アンケートの実施

⑩　第４条（本サービスの提供条件と内容）（２）に定める指定連絡者への連絡および提供

⑪　本条（１）①から⑩までの利用目的に準ずるまたはこれらに密接に関連する目的

（２）当社は本条（１）の目的のため、本サービスを通じて取得する個人情報を外部委託先（国内の企業に限る）に提供することがあります。提供にあたっては、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認する等、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。なお、これらの個人データの管理責任者は当社です。

（３）当社は、本サービスを通じて取得する個人情報を、警察や裁判所等からの要請に応じて開示または提供することがあります。

（４）サービス利用者が本サービスを利用するにあたり、サービス利用者を特定しなければ

ならない場合や当社に問合わせをした際に連絡先の確認が必要となった場合等には、当社が氏名、生年月日、住所、電話番号等の個人情報をお尋ねすることがあります。個人情報の取扱いに関する詳細は当社のプライバシーポリシー（https://www.mitsui-direct.co.jp/profile/policy/privacy/）をご覧ください。

第１４条（サービス利用情報の取扱い等）

（１）当社は、サービス利用情報を取得し、その取扱いについては、第１３条（個人情報の取扱い等）の規定のほか、本条（２）から（６）までのとおりとします。

（２）当社は、本サービスの提供期間終了後もサービス利用情報を利用できるものとします。また、その情報に著作権（著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２７条（翻訳権、翻案権等）および第２８条（二次的著作物の利用に関する原著作者の権利）に規定された権利を含みます。）や所有権が認められる場合には、すべて当社に帰属するものとし、サービス利用者は当社およびいかなる第三者に対しても、著作者人格権を行使しないものとします。

（３）当社は、サービス利用情報を第１３条（個人情報の取扱い等）（１）に定める目的のほか、次の目的で使用します。

① 当社または提携先企業等の業務品質の向上に資する研究または交通事故防止・安全強化のための研修等

② 本条（３）①の利用目的に準ずるまたはこれらに密接に関連する目的

（４）当社は、第１３条（個人情報の取扱い等）（１）に定める目的および本条（３）に定める目的のために、サービス利用情報を外部委託先（国内の企業に限る）に提供することがあります。提供にあたっては、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認する等、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。なお、これらの個人データの管理責任者は当社です。詳細は当社のプライバシーポリシー（https://www.mitsui-direct.co.jp/profile/policy/privacy/）をご覧ください。

（５）複数人の情報を集計した統計情報として、または個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第３６条（匿名加工情報の作成等）に基づく匿名加工情報として、第三者に提供することがあります。

（６）当社は、サービス利用情報を、警察や裁判所等の公的機関からの要請に応じて、開示または提供することがあります。

第１５条（権利帰属）

本サービスに関する知的財産権は、すべて当社または適法な権利者に帰属しているものであり、サービス利用者が利用するにあたり、サービス利用者に対して、当社または適法な権利者の有する本サービスに含まれる知的財産権の利用を許可するものではありません。

第１６条（免責事項）

（１）当社および提携先企業等は、本サービスの利用に関して保険契約者またはサービス利用者が被った次の損害については、一切その責任を負いません。ただし、当社および提携先企業等の故意または重大な過失によって発生した損害を除きます。

①　ドライブレコーダー型テレマティクス端末取付時に発生したドライブレコーダー型テレマティクス端末の破損、故障、配線等の切断等によりドライブレコーダー型テレマティクス端末が正常に動作しなかったことによる損害

②　ドライブレコーダー型テレマティクス端末取付時、取外し時に発生したサービス利用者の身体の傷害もしくは財物の損害、またはご契約のお車の損害

③　ドライブレコーダー型テレマティクス端末を利用中、取外し使用中に発生したサービス利用者の身体の傷害もしくは財物の損害、またはご契約のお車の損害

④　ドライブレコーダー型テレマティクス端末が適切に設置されていないことに起因してドライブレコーダー型テレマティクス端末が外れた等の事由による損害

⑤　保険契約者またはサービス利用者が第６条（保険契約者の義務）または第７条（サービス利用者の義務）に定める義務に違反したことによる損害

⑥　第５条（本サービスを利用できない場合）に定める事由の発生または第１２条（本規約の追加・変更等）に基づく追加もしくは変更による損害

⑦　インターネット利用回線、コンピュータ等サービス利用者が使用する機器、ソフトウェアまたはハードウェアの動作障害による本サービスに係るシステムの中断、遅滞、中止、データの消失、データへの不正アクセス等、その他本サービスの利用に関して発生した損害

⑧　本サービス利用中の書込み等、他のサービス利用者や第三者による発言その他の迷惑行為による損害

⑨　サービス利用者のＩＤまたはパスワードの不正使用による損害

⑩　ダイヤルアップ接続や不正アクセスまたは本サービスの利用の際に発生した電話会社または各種通信業者より請求される接続に関する費用等の損害

⑪　本サービスの利用においてシステムサーバの停止等の障害が発生したことによる損害

⑫　第三者のデータセンターへのアクセスまたはドライブレコーダー型テレマティクス端末の不正利用による損害

⑬　サービス利用者が使用する自動車または機器の不具合等による損害

⑭　サービス利用者によるドライブレコーダー型テレマティクス端末の初期動作確認が未了の場合による損害

⑮　本条（１）①から⑭までのほか、当社および提携先企業等の責めに帰さない事由による損害

（２）当社および提携先企業等の責めに帰すべき事由によりサービス利用者が本条（１）①から⑮までの損害以外の損害を被った場合、その損害賠償責任の範囲は、「ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約」の年間の保険料を上限とします。ただし、当社および提携先企業等の故意または重大な過失による場合は除きます。

（３）当社は、ドライブレコーダー型テレマティクス端末等の利用を通じてサービス利用者が得るすべての情報について、その完全性、信頼性、安全性、有効性および正確性を保証するものではありません。

第１７条（訴訟の提起および準拠法）

（１）本規約に関する訴訟については、当社の本店所在地の管轄裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

（２）本規約に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

第１８条（協議）

ドライブレコーダー型テレマティクス端末の貸与に関して疑義がある場合については、保険契約者および当社双方で協議し、円満に解決を図るものとします。